

令和元年 5月 29日

福井県議会議長 様

鈴木宏紀 印

政務活動費収支報告書(会派・議員)

福井県政務活動費の交付に関する条例第9条第1項の規定により、下記のとおり2019年度の政務活動費の収支を報告します。

記

1 収 入

項 目	収 入 額 (円)	備 考
政 務 活 動 費	300,000	
利 息 収 入		
自 己 負 担 金		
合 計	300,000	

2 支 出

項 目	支 出 額 (円)	備 考
調 査 研 究 費	7,215	
研 修 費		
広 聴 広 報 費		
要請陳情・県民相談等活動費		
会 議 費	7,474	
資 料 作 成 費		
資 料 購 入 費	8,175	
事 務 所 費	20,544	
事 務 費	8,643	
人 件 費	36,569	
合 計	88,620	

3 残 金 211,380 円

議務活動費集計表(会派・議員)

(単位:円)

使途項目	収入、支払科目											総計						
	収入 支出	旅費	会議費 負担金	食糧費	謝金等 報償費	使用料	委託料	消耗品費	備品費	印刷 製本費	通信 運搬費		燃料・ 光熱水費	修繕料	広告料	人件費	その他	収入額
政務活動費	収入																300,000	300,000
収入合計																	300,000	300,000
調査研究費	支出	7,215																7,215
会議費	支出	7,474																7,474
資料購入費	支出						8,175											8,175
事務所費	支出				18,792						1,752							20,544
事務費	支出						2,605			6,038								8,643
人件費	支出														36,569			36,569
支出合計		14,689	0	0	0	18,792	10,780	0	0	6,038	1,752	0	0	36,569	0		88,620	
総合計		14,689	0	0	0	18,792	10,780	0	0	6,038	1,752	0	0	36,569	0	300,000	211,380	

平成31年度4月分
支 払 証 明 書

会派名または議員名 鈴木 宏紀

様式第14号(第7条関係)

支 払 証 明 書

整理番号	支払年月日	使途項目	支出科目	使途内容	費用内容	政務活動費充当額 (支払額)	摘 要
7-1	平成31年4月1日	調査研究費	旅費	県政に係る調査	交通費	1,443 円 ()	距離: 39 km 按分率: 摘要: 自宅~県議会往復
8-1	平成31年4月8日	調査研究費	旅費	県政に係る調査	交通費	1,443 円 ()	距離: 39 km 按分率: 摘要: 自宅~県議会往復
9-1	平成31年4月9日	会議費	旅費	会派総会	交通費	1,443 円 ()	距離: 39 km 按分率: 摘要: 自宅~県議会往復
10-1	平成31年4月10日	調査研究費	旅費	県政に係る調査	交通費	1,443 円 ()	距離: 39 km 按分率: 摘要: 自宅~県議会往復
11-1	平成31年4月11日	調査研究費	旅費	県政に係る調査	交通費	1,443 円 ()	距離: 39 km 按分率: 摘要: 自宅~県議会往復
12-1	平成31年4月12日	調査研究費	旅費	県政に係る調査	交通費	1,443 円 ()	距離: 39 km 按分率: 摘要: 自宅~県議会往復
13-1	平成31年4月16日	会議費	旅費	会派総会	交通費	1,443 円 ()	距離: 39 km 按分率: 摘要: 自宅~県議会往復
14-1	平成31年4月19日	会議費	旅費	会派執行部会	交通費	1,443 円 ()	距離: 39 km 按分率: 摘要: 自宅~県議会往復
15-1	平成31年4月20日	会議費	旅費	浄法寺山 山開き	交通費	925 円 ()	距離: 25 km 按分率: 摘要: 自宅~浄法寺山青少年旅行 村往復

様式第14号(第7条関係)

支 払 証 明 書

整理番号	支払年月日	使途項目	支出科目	使途内容	費用内容	政務活動費充当額 (支払額)	摘 要
16-1	平成31年4月22日	会議費	旅費	会派総会	交通費	1,443 円	距離: 39km 按分率: 摘要: 自宅~県議会往復
17-1	平成31年4月25日	会議費	旅費	年金受給者協会 永平寺支部 総会	交通費	777 円	距離: 21km 按分率: 摘要: 自宅~永平寺開発センター 往復

- (注1) 旅費の場合、「摘要」欄に「目的地」および「移動距離(km)」を記載すること。
(注2) 按分により支出を行った場合、「摘要」欄に「按分率」を記載すること。
(注3) 政務活動費充当額と異なる場合、「支払額」を記載する。

上記のとおり相違ないことを証明します。

提出者 鈴木宏紀



平成31年度4月分

領 収 書 等 添 付 票

会派名または議員名 鈴木 宏紀

領 収 書 等 添 付 票

整理番号	5-1	支払年月日	平成31年 4月 6日
使途項目	事務費	支出科目	消耗品費
使途内容	事務用品		
費用内容	事務用品購入費	摘要	プリンターインク
政務活動費 充 当 額 (支払額)	2,605 円	按分率:	1/2
	(5,210 円)	充当根拠: 他の活動との按分	

領収書その他の収支報告書の内容を証する書類

払込受領証
(お客様控え)

ゆづりや銀行又は郵便局でお支払いの場合には左側の2枚だけをお出しください。

収納代行会社
 ウェルネット株式会社
 カワネット担当販売店:
 コクヨ北陸新島販売株式会社
 社
 払込人名:
 鈴木ひろき事務所 様

ご請求年月
 2019年03月迄
 請求書番号
 49718486
 お買上合計 ¥4,825
 消費税 ¥385
 合計請求額 ¥5,210

受領印

収入印紙 A
 3=6x9=0.7
 (収納用) 6
 ローソン 徳島
 三上 前店
 受領日 4/6/20

(代)行会社ウェルネット(株)

カウネットご請求書

2019年03月度



担当販売店

1 / 1

鈴木ひろき事務所 御中

コクヨ北陸新潟販売株式会社
918-8231
福井県福井市
問屋町1-33

福井オフィス
カウネット担当:
TEL 0776-30-0594
00017215

FAX 0776-30-1594
(00044022)

0001/0002-0075292-1520075292#
0015308

TEL 0776-61-6350 FAX 0776-61-6350

この度はお買い上げ頂きまして誠にありがとうございます。
下記の通り、ご請求申し上げます。

発行日 2019/04/01

対象期間 2019/03/01~2019/03/31

請求書番号 49718486

当月ご請求金額 ¥ 5,210 (税抜金額 ¥ 4,825) (消費税額等 ¥ 385)

月日	ご注文番号 商品番号	ご注文者様名 商品名	数量	税込単価	税込金額	伝票番号 備考	エコロジー 対応表示	税率
03/12	0052728996	ご発注者 鈴木 様				3308238576		
	4199-5549	純正インク IC4CL6.9 4色パック	1	4,141	4,141		☐☐☐☐	8.0
	4199-5532	純正インク ICY69 イエロー	1	1,069	1,069		☐☐☐☐	8.0
		小計			5,210			
		合計			5,210	(税抜金額: 4,825, 消費税額等: 385)		

*備考欄にエコロジー対応商品の分類を表示しております。 ☐☐☐☐ ・まとめてエコ配送商品
☐ ・エコマーク商品 ☐ ・エコ商品ねっと掲載商品 ☐ ・グリーン購入法適合商品

※財務省令第92号(消費税法施行規則の一部を改正する省令)附則
2条3項を適用した消費税額は、385円となります。

お支払方法	ゆうちょ銀行振替/コンビニ支払		お支払日	2019/04/25
*****	*****	払込票が同封されています。 ご確認下さい。	*****	*****

「お支払は同封の専用払込票をご利用ください。」

ショッピングポイント表示	
前月累計ご獲得ポイント数	P
当月ご獲得ポイント数	48 P
当月ご使用ポイント数	0 P
当月累計ご獲得ポイント数	P

* Pは2019年12月最終営業日まで有効

<<ポイントに関する重要なお知らせ>>	
カウコレ商品はポイントが2倍!ご購入金額100円(税抜)につき2ポイントです。 但し、カウコレ商品に限らずコピー用紙は全てポイント対象外です。ご了承ください。 上記を除いては、ご購入金額100円(税抜)につき1ポイントです。	

※「カウネット株式会社」は請求書発行業務及び代金収納業務を代行しております。

お知らせ欄	
【ビッグサプライズキャンペーン】1回あたり10,000円(税抜)以上のご注文でもれなくグリコ商品の詰め合わせがもらえる! 【Webもお得情報満載】毎週火・金曜のWeb限定ポイント2倍デーや期間限定値下げ商品多数!詳しくはWebへ! 【まとめてエコ配送】対象商品をまとめて1万円(税込)以上Webでご注文いただくと、対象商品のご注文金額から1.0%割引!	

領 収 書 等 添 付 票

整理番号	6-1 /	支払年月日	平成31年 4月 10日
使 途 項 目	資料購入費	支 出 科 目	消耗品費
使 途 内 容	新聞購読料		
費 用 内 容	新聞・雑誌購読料	摘 要	福井新聞4~6月分
政 務 活 動 費 充 当 額 (支 払 額)	8,175 円 ()	按 分 率:	
		充 当 根 拠:	

領収書その他の収支報告書の内容を証する書類

領 収 証 鈴木宏紀事務所 様 No. _____

★ ¥8,175-
 但 福井新聞4月~6月分代金として
 31年4月10日 上記正に領収いたしました

内 訳
 税抜金額 _____
 消費税額等(%) _____

収 入
印 紙

コクヨ ウケ-1097

福井新聞松岡販売店
 代表取締役 清水 康宏
 〒910-1132 吉田郡永平寺町松岡裏1-110
 TEL(0776)61-0469・FAX(0776)61-3255

領 収 書 等 添 付 票

整理番号	3-1	支払年月日	平成31年 4月 25日
使 途 項 目	人件費	支 出 科 目	人件費
使 途 内 容	補助職員給与		
費 用 内 容	補助職員賃金	摘 要	
政 務 活 動 費 充 当 額 (支 払 額)	36,312 円	按 分 率:	
	(106,801 円)	充 当 根 拠 : 実 績 ・ 使 用 状 況 で の 按 分	

領収書その他の収支報告書の内容を証する書類

ご利用明細票

いつもご利用いただきありがとうございます。
 いただいたご利用明細は下記のとおりでございます。
 どうぞお確かめ下さい。 ※裏面もご確認ください。

お取扱日	時刻	お取扱店	機番	ご利用内容
310425	0906	322J21		お振込
お取引銀行	お取引店番	お取扱番号	科目	口座番号

振込通番	振込手数料	金額		
000007	¥756*	¥106801*		
メッセージコード	残	高		

お振込先

振込先
ススキヒロキ様

振込人
0776-64-3067

(お知らせ欄)

お つ り

勤務実績報告書

4 月分

日	曜日	勤務時間数	うち 政務活動 業務時間	政務活動業務内容
21	木	6:05		
22	金	7:35		
23	土	5:00		
24	日	6:20		
25	月	5:46		
26	火	5:55		
27	水	0:30		
28	木	4:39		
29	金			
30	土	2:20		
31	日			
1	月	5:58		
2	火	5:09	2:15	県政課題のヒッカップ(投票促す為 越前町の投票所(期日前含む)に子ども服のフリースターや無料WiFiを設置するについて)先生と会談(TELにて)、FAX・TEL(連絡)
3	水	3:57	3:00	TEL(連絡)・県政課題のヒッカップ(プレミアム商品券 対象3歳半まで拡大 2,450万人について)・来客
4	木	4:12	3:05	来客(書類受け取り)・県政課題のヒッカップ(日本財団の17~19歳意識調査「国会役立たない」3割「政策議論の場と思わない」過半数について)
5	金	4:23	4:00	県政課題のヒッカップ(2013年解禁のインターネット選挙運動、ネット活用 じわり浸透について)・新聞整理・来客
6	土			
7	日			
8	月	4:24	4:24	県政課題のヒッカップ(新知事 杉本氏(9万票差、投票率58%)県議選6新人当選(福井市 女性議員候補)について)来客(案内受け取り)・先生にFAX
9	火	4:36	4:10	FAX(連絡)・来客(案内受け取り)・TEL(連絡)・先生にFAX・来客・県政課題のヒッカップ(汚染土の再利用離航について)
10	水	4:36		
11	木	4:38	3:10	県政課題のヒッカップ(福井国体時のスラッシュくじ利用率2.9%と限定的について)・来客(書類受け取り)
12	金	4:00	3:35	県政課題のヒッカップ(越前市 吉野瀬川PM移転住民ら、県の「再活用地域振興プロジェクト」で保全意識化模索について)TEL(連絡)・来客
13	土			
14	日			
15	月	4:32	2:30	県政課題のヒッカップ(厚労省 個人で仕事受注(対事業者)するフリーランス労働者 初試算約170万人について)
16	火	4:28	3:45	県政課題のヒッカップ(1年留学高校生の県奨学金30→60万円、3→4人に拡大について)・FAX(連絡)
17	水			
18	木	4:12	3:00	県政課題のヒッカップ(県内統一選、進む不統一(選挙時期にずれ)→経費拡大、投票率にも影響について)(自民2会派28人 一本化へ(4/30~)について)・先生にFAX
19	金	5:00		
20	土			
計		108:15	36:54	

上記のとおり勤務したことを証明します。

議員名 鈴木 宏紀



〔政務活動費充当計算〕

総支給額 106,801 円 × 政務活動 36:54 時間 / 総勤務時間 108:15 時間 = 36,312 円

$$106,801 \times 0.340 = 36,312$$

給料支払明細書

(31 年 4 月分)

股

労働日数	自 3 月 19 日 至 23 日
労働時間	108 時 15 分
所定時間外労働	時 分

支 給	基本給	108000
	所定時間外賃金	
	家族手当 15分 x 17円	255

額	交通費	
	合 計	108255

控 除	健康保険料	
	厚生年金	
	雇用保険料	325
	所得税	1130
	住民税	

額	前払金	
	合 計	1455

差引支給額	710680
-------	--------

(事業所名)

係
印

SD12515

雇 用 契 約 書

ふりがな		生 年 月 日
氏 名		日生
現 住 所		
下記の条件で契約します		
雇 用 期 間	平成 20 年 11 月 10 日から 年 月 日まで	
就 業 場 所	鈴木宏紀事務所	
仕 事 内 容	政務調査に係る調査補助関係書類の作成及び後援会関係事務	
就 業 時 間 (休憩時間)	午前・午後 13 時 00 分から 午前・午後 17 時 00 分まで ()	
休 日	土、日・祝祭日・年末年始・夏期休暇	
給 与 (賃 金)	時給 1,000 円	
給 与 支 払	毎月 20 日締切り、25 日支払	
給 与 振 込 先		
上記契約期間満了をもって本契約を解消する。		
<p>契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する。</p> <p style="text-align: right;">20 年 11 月 10 日</p> <p style="text-align: right;">雇用者 福井県議会議員 鈴木宏紀 </p> <p style="text-align: right;">被雇用者 </p>		


領 収 書 等 添 付 票

整 理 番 号	3-2	支 払 年 月 日	平成31年 4月 25日
使 途 項 目	人件費	支 出 科 目	人件費
使 途 内 容	補助職員給与		
費 用 内 容	その他	摘 要	振込手数料
政 務 活 動 費 充 当 額 (支 払 額)	257 円	按 分 率 :	
	(756 円)	充 当 根 拠 : 実 績 ・ 使 用 状 況 で の 按 分	
領収書その他の収支報告書の内容を証する書類			

ご利用明細票

いつもご利用いただきありがとうございます。
 ただいまのご利用明細は下記のとおりでございます。
 どうぞお確かめ下さい。 ※裏面もご覧下さい。

お取扱日	時刻	振込機番	ご利用内容
3/10	428	0906322J21	お振込
お取引銀行 お取引店番 お振込科目			口座番号

振込通番	振込手数料	金額	
000007	¥756*	¥106801*	
メッセージコード	残高		** *
 スズキヒロキ様 0776-64-3067 (お知らせ欄) おつし ** *			

給与と同じ振り分

$256 \times 0.340 = 257$

領 収 書 等 添 付 票

整 理 番 号	1-1 ✓	支 払 年 月 日	平成31年 4月 26日
使 途 項 目	事務所費	支 出 科 目	使用料
使 途 内 容	事務所使用料		
費 用 内 容	事務所賃借料	摘 要	4月分
政 務 活 動 費 充 当 額 (支 払 額)	18,792 円 ✓	按 分 率:	1/2
	(37,584 円)	充 当 根 拠: 他 の 活 動 と の 按 分	
領収書その他の収支報告書の内容を証する書類			

御 請 求 書

発 行 日

平成31年4月15日

鈴木ひろき事務所 御中



〒910-1133

福井県吉田郡永平町春日2-1

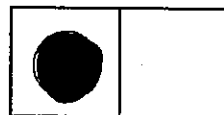
(協)松岡ショッピ



住吉事務所 中幸雄

TEL 0776-61-0017 FAX 0776-88-0130

mail 0017matsuoka@gmail.com



前月請求額	前入金額	本月請求額	本月請求額
¥41,109	¥41,109	¥41,219	¥41,219

いつもお世話になっております。

下記の通りご請求申し上げますので、よろしく願いいたします。

対象月	請求項目	数量	金額	単位	摘要	金額
4月	施設使用料		¥37,584		(内消費税)	¥37,584
					¥2,784	
3月	電気料	142		kwh		¥3,505
3月	上下水道料	0	¥130	m ³		¥130
小計						¥41,219
合計						¥41,219

平成31年4月26日 上記正に領収いたしました。
協同組合松岡ショッピングセンター 住吉事務所
〒910-1133 福井県吉田郡永平町春日2-1



31年度 事務所等状況報告書

議員名 鈴木 宏紀

1 所在地等

住所 [REDACTED]

電話番号 0776-61-6350

延べ床面積(共用部分を除く) 19.16 m²

2 所有区分

単独事務所

自宅兼事務所

自己所有物件

賃借物件

賃借契約先(協同組合ショッピングセンター)

所有者

第三者

後援会

関連会社

親族

生計は一である

生計は別である

単独事務所の按分率

方法① 政務活動の使用面積割合
(政務活動と政務活動以外の活動が明確に区分できる場合)
[事務所使用面積(共用部分を除く) m²の内、政務活動の使用面積 m²]

方法② 使用面積で按分できない 毎月の使用時間で按分

方法③ 使用時間でも按分できない

按分率

按分率
/
%
小数点以下切捨て

按分率 1/2 1/3 1/4

自宅兼事務所の按分率

自宅全体における議員活動の使用面積割合
[自宅の面積(共用部分を除く) m²の内、議員活動の使用面積 m²]

方法① 議員活動の使用面積における政務活動使用面積割合
(政務活動と政務活動以外の活動が明確に区分できる場合)
[議員活動の使用面積 m²の内、政務活動の使用面積 m²]

方法② 使用面積で按分できない 毎月の使用時間で按分

方法③ 使用時間でも按分できない

按分率

按分率
/
%
小数点以下切捨て

/ × 1/2 1/3 1/4

不動産賃貸借契約書

協同組合松岡ショッピングセンター（以下甲という）と鈴木宏紀（以下乙という）は、甲の所有する不動産の賃貸借に関し、下記の通り契約する。

第1条（賃貸借の条件）

甲は下記の物件（以下賃貸借物件という）を以下に記載する条件と乙の遵守すべき事項を含んだ諸賃料諸協定事項を約因として乙に賃貸し、乙はこれを賃借する。

賃貸借物件の表示

2 階

面積

19.16㎡（5.81坪）

第2条（賃貸借期間）

賃貸借期間は平成19年6月1日から向こう3年間とする。

②期間終了後の契約更新は、期間満了前6ヶ月までに甲、乙いずれかにより解約の申出がない場合、引続き3年間本契約を自動的に更新して継続するものとし、その後満期の都度この例による。

第3条（使用目的）

乙は賃貸借物件を甲の承認を受けた営業（事務所）にのみ使用する。

②乙は前項に定める使用目的に関し、その目的を変更しようとするときは文書をもって甲の承諾を得るものとする。

第4条 (賃料)

賃料は1坪当り月額金6,000円也、月総額金34,800円
(税抜)也とし、毎月当月分を乙の指定する下記口座より甲は自動引き落としするものとする。ただし1ヶ月に満たない月の賃料は日割り計算によるものとする。

指定金融機関 : [REDACTED]
預金種目 : [REDACTED]
口座番号 : [REDACTED]
名義 : 鈴木宏紀

第5条 (諸料金)

賃貸借物件に対する租税公課・火災保険料は甲の負担とし、乙が使用する上下水道、電気、ガス等の諸経費は乙の負担とする。

②賃貸借物件の維持・保存に必要な修理は甲の負担とする。

第6条 (共同負担金)

乙は甲の施設内での営業に関し、共通に発生する経費(共同販売促進費および共同通路・共同トイレの照明、清掃費用、駐車場の利用・融雪費用、その他共益部分に関する維持管理費等)を共同負担金として負担するものとする。

第7条 (賃貸借物件の工事)

乙は賃貸借物件を使用するにあたり改造・模様替え、その他原状を変更する工事を行うときは、事前に甲の書面による承認を受けなければならない。また甲の書面による承認をうけて必要な改造または模様替え等を行う場合の費用は乙の負担とする。

②甲が行う改装等の工事で乙に影響ある工事の施工については乙はこれに協力しなければならない。

第8条 (賃料等の改訂)

賃料は3年毎(契約更新の都度)に経済情勢、公租公課、諸経費

の増加、周辺相場等を考慮して、甲、乙双方協議のうえ改訂することができる。ただし期間中といえども、著しい経済変動など予期しがたい事態が生じ賃料が著しく不相当となったときは、甲、乙誠意をもって協議のうえ、これを改訂することができる。

第9条 (入居保証金)

乙は入居保証金として金225,000円也を本契約締結時に甲に支払うものとする。

- ②入居保証金はこれに利息は付けない。
- ③入居保証金は本契約の終了後、乙が賃貸借物件について第18条の条項を完全に履行したとき、甲は乙に返還するものとする。

第10条 (入居保証金の充当)

乙が本契約に違反し、その他甲に損害を与えたとき、甲は入居保証金をもって契約不履行または不法行為にもとづく債権を対等類において相殺することができる。

- ②前項の結果、入居保証金に不足を生じたときは、乙は甲の通知あり次第、直ちにその不足分を補填しなければならない。
- ③本契約期間中、乙は入居保証金をもって、賃料その他本契約に基づく乙の債務の弁済に当てることを主張することができない。

第11条 (禁止事項)

乙は次の行為をしてはならない。

- (1) 建物全体の運営、または入居者相互の共存共栄を害したり信用を害する不信行為。
- (2) 本建物の維持保全を害することおよび店舗としての美観を損なうような行為。

第12条 (賃貸借物件ならびに共益部分の保守)

乙は賃貸借物件および駐車場、その他共用部分を善良なる管理者の注意義務をもって使用するものとする。

- ②甲が賃貸借物件の管理上必要な規則、細則等を作成して、これを乙に通知し、または適当な場所に掲示したときは、乙はこれに従い、かつ乙の従業員にもこれを遵守せしめなければならない。
- ③賃貸借物件内に修繕箇所が生じ、または生じようとするときは、乙は速やかにその旨を甲に通知するものとする。

第13条 (賃貸借物件の滅失または毀損)

乙(乙の使用人、訪問者、請負人等を含む)が故意若しくは過失により、賃貸借物件に破損、故障その他損害を与えたときは、乙は速やかにその旨を甲に連絡し、かつその請求に従い、直ちに甲に対し原状回復その他の方法により損害の賠償をずるものとする。

第14条 (免責事項)

天災、地変その他甲の責に帰すことのできない事由により乙が賃貸借物件を使用することができなくなったときは、本契約は当然に消滅し、かつこれによって乙の被った損害については甲は何らの責を負わず、乙は名目の如何を問わず、甲に対して金銭その他の請求をしないものとする。

- ②火災、盗難、争議その他前項の使用停止に基づく乙の損害については、甲はその責任を負わないものとする。
- ③乙が第12条第3項の通知を怠り損害を生じたときは、甲はその責を負わないものとする。

第15条 (解約の申し入れ)

甲の正当な理由により、本契約を賃貸借契約期間内に解約しようとするときは、甲は6ヶ月前に乙に対してその予告をしなければならない。

- ②賃貸借期間中であっても乙は6ヶ月前の予告をもって、甲に対して本契約の解除を申し入れることができ、この場合予告期間の満了と同時に本契約は終了する。ただし、前記予告にかえて6ヶ月相当分の賃料を一括して支払う場合は即刻解約することができる

ものとする。

- ③前項による解約の申し入れ（即時解約を含む）は、甲の文書による承諾なくしてこれを撤回、若しくは取り消すことができないものとする。

第16条（契約解除1）

乙が下記の各号に該当するに至ったときは、甲は催告を要せず直ちに本契約を解除することができる。乙が法人の場合は、その代表者に当該事項が発生したときも同様とする。

- (1) 破産の宣告を受けたとき
- (2) 後見人、保佐人、補助人開始の審判を受けたとき
- (3) 支払停止の状態に陥り、または破産、和議、会社整理会社更生手続きの申し立てがあったとき
- (4) 他の債務のため財産の差押え、仮差押え、仮処分を受けまたは競売の申し立てがあったとき
- (5) 主務官庁から営業取り消し処分を受けたとき
- (6) 法人が解散し、または他に吸収合併されたとき

第17条（契約解除2）

乙が下記各号の一つに該当するに至ったときは、甲は催告を要せず直ちに本契約を解除することができる。この場合乙は契約解除に至らしめた契約不履行の損害賠償として賃料の6ヶ月分に相当する金員を甲に支払わなければならない。

- (1) 賃料の支払いを3ヶ月以上怠り、または第5条第1項の諸料金および第6条の共益費を支払わなかったとき。
- (2) 第3条、第7条第1項、第11条、第12条、第13条の規定に違反したとき

第18条（原状回復義務）

期間満了、解約その他の事由により本契約が終了したときは、乙は甲の定めた期間内に、乙の改造・模様替え・造作等の諸施

設を乙の費用で撤去し、撤去による損壊箇所は、すべて甲の指示に従い、乙の費用をもって原状に回復しなければならない。

第19条 (損害保険)

甲は甲の施設および所有設備に、乙は乙の所有設備・造作・什器備品および商品等に自己の負担で損害保険をつけるものとする。

第20条 (夜間営業)

夜間営業は 8 時迄とし、寝泊まりしてはならない。

第21条 (共同作業)

店舗内外の共同作業、たとえば雪降ろし、季節の飾り付け等には甲の申出に従わなければならない。

第22条 (裁判管轄)

この契約に関する訴訟については、福井地方裁判所を管轄裁判所とすることを甲、乙とも承認する。

第23条 (その他)

本契約に定めのない事項または疑義を生じた事項については、一般慣習ならびに関係法規に従い、甲、乙互いに誠意をもって協議のうえ決定する。

本契約の成立を証するためにこの契約書 2 通を作成し、甲乙署名捺印のうえ各自 1 通を保有する。

平成19年 5 月31日

賃貸人(甲) 福井県吉田郡永平寺町松岡春日2丁目1番地
協同組合 松岡ショッピングセンター
代表理事 川 中 幸 雄

賃借人(乙) 福井県吉田郡永平寺町清水5-23-1

鈴 木 宏 紀

保証人

領 収 書 等 添 付 票

整 理 番 号	2-1 ✓	支 払 年 月 日	平成31年 4月 26日
使 途 項 目	事務所費	支 出 科 目	燃料・光熱水費
使 途 内 容	電気料金		
費 用 内 容	事務所電気料	摘 要	3月分
政 務 活 動 費 充 当 額 (支 払 額)	1,752 円	按 分 率:	1/2
	(3,505 円)	充 当 根 拠: 他 の 活 動 と の 按 分	
領収書その他の収支報告書の内容を証する書類			

御 請 求 書

発 行 日

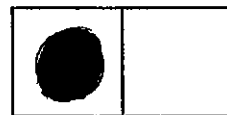
平成31年4月15日

鈴木ひろき事務所 御中



〒910-1133
福井県吉田郡永平寺町春日2-1
(協)松岡ショッピングセンター
住居専用 中幸雄

TEL 0776-61-0017 FAX 0776-88-0130
mail 0017matsuoka@gmail.com



前月請求額	入金額	当月請求額	御請求額
¥41,109	¥41,109	¥41,219	¥41,219

いつもお世話になっております。
下記の通りご請求申し上げますので、よろしくお願いたします。

対象月	請求項目	数量	金額	単位	摘要	金額
4月	施設使用料		¥37,584		(内消費税)	¥37,584
3月	電気料	142		kwh		¥3,505
3月	上下水道料	0	¥130	m ³		¥130
小計						¥41,219
合計						¥41,219

備考

平成31年4月26日 上記正に領収いたしました。

協同組合松岡ショッピングセンター事務所

〒910-1133 福井県吉田郡永平寺町春日2-1

原本は1-1に添付

領 収 書 等 添 付 票

整理番号	4-1	支払年月日	平成31年 5月 8日 ✓
使 途 項 目	事務費	支 出 科 目	通信運搬費 ✓
使 途 内 容	事務所電話料金 ✓		
費 用 内 容	事務所電話料 ✓	摘 要	4月分 ✓
政 務 活 動 費 充 当 額 (支 払 額)	4,572 円 (9,145 円) ✓	按 分 率:	1/2
		充 当 根 拠:	他の活動との按分

領収書その他の収支報告書の内容を証する書類

NTTファイナンス株式会社 電話料金等料金領収証
(西日本ご利用分)

お客様電話番号等 (BILLING NUMBER) 0776-61-6350

ご請求先氏名(CUSTOMER NAME)
鈴木宏紀事務所 様

下記、ご利用料金を口座振替により領収いたしました。
The following amount was transferred from your account. (2019年 6月20日発行)

2019年 4月ご請求分	(2019年 5月 8日振替)
領収金額 (AMOUNT RECEIVED)	9,145 円
金融機関名 BANK/OFFICE	* * * * *
口座番号 ACCOUNT	* * *

印紙税申告納
付につき芝
税務署承認済

NTTファイナンス株式会社
〒108-0075
東京都港区港南1-2-70



3円
3円 詳細については、「ご請求内訳」をご覧ください。

の場合は翌月に2ヶ月まとめてご請求しております。

(光もつともつと割、Web光もつともつと割、
が自動延伸されます。自動延伸をご希望されない場合は
)に本割引サービスを解約された場合、解約金が
約した場合には解約金は発生いたしません。
-w.com/wari/」でご確認ください。

〈加入電話・INSネットの「固定電話」をご利用のお客さまへ〉

- ・電話を提供するNTT西日本の局内設備を2024年1月以降に切替いたします。
- ・お客さまがご利用中の電話機等は、設備切替後もご利用いただけます。
- ・固定電話（通話）のご利用継続には、切替にともなう手続き等は不要です。



～ 詳しくは、下記ホームページをご覧ください～
<https://www.ntt-west.co.jp/denwa/2024ikou/>

バラバラの請求をおまとめ請求でひとつに!

おまとめ請求

お得なキャンペーン実施中! 今お申し込みなら抽選で100名様に1万円分のギフトカード進呈!

☎0800-333-1000 受付時間：午前9時～午後5時 月～金曜日(祭日・1/1～1/3)を除く

NTTファイナンスからのお得な情報はこちら

情報提供に同意してQRコード読み取り

<https://www.ntt-finance.co.jp/billing/service/lp/>



お知らせ

*** NTT西日本からのお知らせ ***
 ※電話のご注文・お問合せは「116」へ(無料) / 携帯電話からは0800-2000116へ(無料)
 ※電話の故障は「113」へ(無料) / 携帯電話からは0120-444113へ(無料)
 ※フレッツ・ひかり電話：0120-116116へ(無料) / 故障：0120-248999へ(無料)
 ※弊社分前請求のうち、料金回収代行分は、NTTファイナンスへ請求事務を委託しています。

*** ユニバーサルサービス料について ***
 ユニバーサルサービス料は、あまねく日本全国においてユニバーサルサービス(NTT東西の加入電話等)の提供を確保するためにご負担いただく料金です。なお、社団法人電気通信事業者協会から1番号あたりの費用(番号単価)が公表されています。

ここから、①②の順にゆっくりおはがしください。
 実行されている情報は、十分読んでから、ゆっくりおはがしください。来る方以外の方が悪い情報は、原簿により取り消される場合があります。

口座振替のご案内 (西日本ご利用分)

お客様電話番号等 (BILLING NUMBER)	請求年月 (MONTH OF ISSUE)	振替日 (TRANSFER DAY)
0776-61-6350	2019年 4月ご請求分	2019年 5月 8日(水)
振替金額 (TRANSFER AMOUNT OF MONEY)	9,145円	

※振替日に振替が出来なかった場合は延滞利息を加算させていただきます。振替日にご請求分が振り込まれた場合は、原則、振替日から起算して15日後に再度振替させていただきます。

NTTファイナンスからのお知らせ) ---
 *** NTTグループ各社ご請求金額 ***
 NTT西日本分ご請求額
 (合計) 9,145円

お 2018年11月ご請求分より、奇数月のご請求額が5,000円未満の場合、
 知 *** NTTファイナンスからのお知らせ *** フレッツ光の割引サービス(光も
 ら *** NTT西日本からのお知らせ)は割引契約期間満了時に契約が自動
 発生する場合があります。なお、割引適用期間の満了月とその翌月に解約した
 せ 詳しくはNTT西日本フレッツ公式サイト [http://flets-w.]

内訳項目 CHANGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	金額(円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	税区分 TAX
◆0776-61-6350	2,650	回線使用料(基本料)(事務用)	合算
◇NTT西日本利用分	567	回線使用料(基本料)(事務用)	合算
◇NTT東日本利用分	1,200	ナンバーディスプレイ使用料	合算
◇NTT西日本利用分	353	消費税等当額(合計)	合算
◇NTT東日本利用分	472	ダイヤル通話料	合算
◇NTT西日本利用分	2,338	固定・携帯間の通話料	合算
◇NTT東日本利用分	224	消費税等当額(合計)	合算
◇NTT西日本利用分	1,240	ダイヤル通話料	合算
◇NTT東日本利用分	99	消費税等当額(合計)	合算
◇NTT西日本利用分	9,145	(小計)	合算
◇合計	9,145	合計	合算

[本内訳は、各サービス提供事業者が発行したものです。]

領 収 書 等 添 付 票

整理番号	18-1	支払年月日	平成31年 5月 27日
使 途 項 目	事務費	支 出 科 目	通信運搬費
使 途 内 容	携帯料金		
費 用 内 容	携帯電話料	摘 要	4月分
政 務 活 動 費 充 当 額 (支 払 額)	1,466 円	按 分 率: 1/4	
	(5,867 円)	充 当 根 拠: 他の活動との按分	

領収書その他の収支報告書の内容を証する書類 利用明細紛失のため、
毎月定額の料金のみを計上

裏面からの続きです>>

記(円) 備考

料金領収証 RECEIPT FOR SERVICES

2019年 5月ご請求分 (4月利用分)

ご請求先氏名

鈴木 宏紀 様

下記ご利用料金を 5月27日口座振替により
領収いたしました。

印紙税申告納
付につき新宿
税務署承認済

KDDI株式会社
〒163-8003 東京都新宿区西新宿2-8-1 KDDIビル

ご請求コード CUSTOMER CODE

領 収 金 額 AMOUNT RECEIVED 5,965円

うち消費税等 TAX 412円

金融機関名 FINANCIAL INSTITUTION

支 店 名 BRANCH

□ 座 番 号 ACCOUNT NUMBER *****

料金内訳書 <凡例> 税込または免税料金等：「※」、旧税率計算対象料金：「#」 発行年月日 DATE OF ISSUE 2019年 4月 5日 KDDI株式会社

請求番号 5-0320 利用年月 2019年 3月 金額(円) 内訳(円) 合計 5,315円

ご利用項目	金額(円)	内訳(円)	合計
●au電話料 ご利用番号 3月ご利用内訳>	5,315		5,315
▼プラン利用料	3,980		3,980
auビタットプラン (カケホ)		3,980	
2年契約+家族割		-1,500	
LTE NET		300	
auビタットプラン (データ)		1,700	
auスマートバリュー		-500	
▼オプション使用料	880		880
故障紛失サポート		380	
テザリングオプション		500	
▼通話料/auビタットプラン (カケホ)	60		60
通話料		5,100	
SMS (Cメール) 送信料		60	
auビタットプラン (カケホ) 割引額		-4,720	
2年契約+家族割/通話料		-380	
▼ユニバーサルサービス料	2		2
消費税率(8%)		332	
auご利用月額は2019年 4月で19年 9ヶ月自です。			
●auかんたん決済利用料	401		401
ご利用番号		401	
▼auかんたん決済利用料		401	
auスマートパス/税込		401	
●延滞請求発行手数料/その他料金	200		200
延滞請求発行手数料		16	
消費税率(8%)		16	
●ユニバーサルサービス料は、日本全国における加入電話・公衆電話等の提供確保のため、NTT東・西日本に支払われるものです。			
●合計			5,250

auお客様コード [redacted]

データ利用量は0GB~1GBです。

※各家族間通話を全額割引します。2円のご請求となります。

1番号当たり 4,925円

8%消費税の課税対象額 4,862

●合計 401円

●合計 216円

<参考>

利用明細紛失のため、毎月定額の料金のみを計上

5,250円

401円

216円

計 5,867円

裏面もご確認ください